

○駐在所勤務員の選考及び勤務時間の基準等に関する規程

昭和59年10月1日  
大分県警察本部訓令第18号

警 察 署

(概 要)

警察官駐在所に勤務する警察官の選考及び勤務期間の基準等について必要な事項を定め、もって駐在所勤務員の確保と効果的な地域警察活動に資することを目的としており、「駐在所勤務員の選考基準」、「勤務期間の基準」、「処遇」等について規定している。